

# 令和6年第3回宇都宮市公平委員会

日 時 令和6年11月18日（月）午後4時00分  
場 所 宇都宮市役所 執行部棟13階 教育委員室

## 令和6年第3回宇都宮市公平委員会次第

令和6年11月18日（月）午後4時00分  
宇都宮市役所 執行部棟13階 教育委員室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事  
日程第1 議案第5号 職員団体の登録について
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第5号

職員団体の登録について

次のように職員団体の登録を行う。

令和6年11月18日提出

委員長 橋本賢二郎

- |   |        |                                  |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 団体名    | IRIS宇都宮                          |
| 2 | 役員     | 代表 加藤豊裕<br>副代表 足立真哉<br>会計監査 眞野祐希 |
| 3 | 事務所所在地 | 愛知県一宮市三条字新21番地6                  |

参照 地方公務員法第53条第1項から第5項  
宇都宮市職員団体の登録に関する条例第2条

## 職員団体登録申請書

令和 6年 9月30日

宇都宮市公平委員会委員長 殿

団体名 IRIS 宇都宮

代表者役職・氏名 代表 加藤豊

地方公務員法第53条及び宇都宮市職員団体の登録に関する条例第2条の規定に基づき、  
下記のとおり登録を申請します。

なお、本件登録後は職員団体を法人としますので申し添えます。

## 記

## 1 役員名簿

役職	氏名	住所	所属及び職名
代表	加藤豊裕	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	愛知県一宮市立萩原小 学校 小学校教諭
副代表	足立真哉	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	愛知県立旭陵高等学校 高等学校教諭
会計監 査	眞野祐希	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	愛知県立守山高等学校 高等学校教諭

## 2 事務所所在地

主たる事務所の所在地	
愛知県一宮市三条字新21-6	
その他の事務所名	所在地



3 連合体の構成職員団体

※ 連合体として登録する場合のみ記入する。

構成職員団体名	事務所所在地	登録済み職員団体である場合は、登録機関と登録番号

4 規約

別添のとおり

5 登録事務担当責任者

役名：代表

氏名：加藤豊裕

電話番号：[REDACTED]

メールアドレス：[REDACTED]

規約採択証明書

公示日	令和 6年 9月 8日
投票日	令和 6年 9月15日
投票場所	栃木県宇都宮市東宿郷 2-5-3 M.Yビル602号室
組合員総数	3人
投票者総数	3人

※ 連合体で代議制による場合

有権者の範囲	
有権者総数	人
投票者総数	人

開票結果	
賛成	3票
反対	0票
無効	0票

宇都宮市公平委員会委員長 殿

本団体の規約は、全ての構成員(代議員)が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。

令和 6年 9月30日

団体名 IRIS 宇都宮

証明者役職・氏名 大会議長 加藤豊



役員選出証明書

公示日	令和 6年 9月 8日
投票日	令和 6年 9月15日
投票場所	栃木県宇都宮市東宿郷 2-5-3 M.Yビル 602号室
組合員総数	3人
投票者総数	3人

※ 連合体で代議制による場合

有権者の範囲	
有権者総数	人
投票者総数	人

開票結果

役職	氏名	得票数	役職	氏名	得票数
代表	加藤豊裕	3票			票
副代表	足立真哉	3票			票
会計監査	眞野祐希	3票			票
		票			票
		票			票
		票			票
		票			票
		票			票
		票			票

宇都宮市公平委員会委員長 殿

本団体の役員は、全ての構成員(代議員)が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。

令和 6年 9月30日

団体名 IRIS 宇都宮

証明者役職・氏名 大会議長 加藤豊



組織に関する証明書

宇都宮市公平委員会委員長 殿

本職員団体は、本団体の基本的な組織方針に基づき、地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織するものであることを証明します。

令和 6年 9月30日

団体名 IRIS 宇都宮

証明者役職・氏名 代表 加藤豊

# IRIS宇都宮規約

2024・9・15 結成大会にて制定

## 前文

この組合はIRIS宇都宮といい、宇都宮市内の公立小学校・中学校（国立・県立のものを除く）に勤務する教職員によって構成される。IRIS宇都宮は、資本、権力、政党からの独立を堅持し、一致する要求にもとづいて行動する。また、組合員の権利を尊重し、組織内民主主義を貫く。

日本の教育は長年にわたり、教員の善意によって支えられてきた。限られた教育予算の中で、教員は自身や家族の生活を犠牲にしなが、目の前の子どもたちのためにひたすら教育の発展に尽くしてきた。しかしそれも限界を迎えつつある。精神疾患を発症し、休業せざるを得ない教員、長時間労働に疲れ果て、将来への見通しも持てない中、早期退職の道を選ぶ若手教員が増え、現場の人手不足は深刻さを増している。

IRIS宇都宮は、教員の時間外勤務や、部活動に関わる諸問題（部活動問題）を解決するために、組合員の勤務条件の改善に関する具体的な交渉を市当局などを行うとともに、大会における勝利至上主義、非科学的なトレーニング、児童生徒の人権を無視した指導など、部活動問題全体の解決に向けた啓発活動にも取り組む。

## 第1章 総則

### 第1条 名称と所在地

- 1 この組合はIRIS宇都宮という。
- 2 事務所を愛知県一宮市三条字新2 1-6におく。

### 第1条の2 目的

この組合は、教員の時間外勤務や、部活動に関わる諸問題（部活動問題）を解決することを目的とする。

### 第2条 事業

この組合は、前文及び前条に示された目的達成のために次の事業を行う。

- 1 勤務時間等の勤務条件の維持改善に関する宇都宮市教育委員会・宇都宮市立学校長等との交渉。
- 2 組合員が部活動指導の負担軽減のための交渉等を行う際の支援。
- 3 前項の交渉等を理由として組合員が不当な扱いを受けた場合の支援。
- 4 部活動問題に関する啓発活動。
- 5 その他、目的達成に必要な事業。

## 第2章 組織の構成及び加入・脱退

### 第3条 構成

IRIS宇都宮規約（以下「規約」という。）に賛同する宇都宮市内の公立小学校・中学校（国立・県立のものを除く）に勤務する教職員によって構成する。ただし、地方公務員法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等は、組合員となることができない。

### 第4条 加入の手続き

1 前条に規定する教職員が、新たにこの組合に加入しようとする場合には、氏名・住所・連絡先（電話番号やメールアドレス等）・勤務校・職名・任命権者・規約に賛同し組合に加入する意思・文書作成日を執行委員会に文書（電磁的記録も含む。以下同じ。）によって通知すればこの組合に加入することができる。執行委員会への通知は、規約第1条第2項に定める事務所への郵送または執行委員会が示すメールアドレスへの送信によって行うものとする。

2 前項の文書が執行委員会のもとに到達したとき、執行委員会は文書を直ちに受理し、当該教職員が組合員たる資格を有しているか否かについて、遅滞なく審査を行わなければならない。審査の後、組合員たる資格を有すると執行委員会が決定した時点で、当該教職員はIRIS宇都宮の組合員たる資格を得る。

3 前項の決定を行ったとき、執行委員会は、組合員たる資格が発生したことを当該教職員に遅滞なく伝えなければならない。

### 第5条 脱退

1 組合員が脱退しようとする場合には、氏名・住所・連絡先（電話番号やメールアドレス等）・勤務校・職名・任命権者・IRIS宇都宮から脱退する意思・文書作成日を、執行委員会に文書によって届け出なければならない。執行委員会への通知は、規約第1条第2項に定める事務所への郵送または執行委員会が示すメールアドレスへの送信によって行うものとする。

2 前項の文書が執行委員会のもとに到達したとき、執行委員会は文書を直ちに受理し、前項に定める事項が記載されているか否かについて、遅滞なく審査を行わなければならない。審査の後、前項に定める事項が文書に記載されていると執行委員会が決定した時点で、当該組合員はIRIS宇都宮の組合員たる資格を失う。

3 前項の決定を行ったとき、執行委員会は、当該組合員が組合員たる資格を喪失したことを当該組合員に遅滞なく伝えなければならない。

4 組合員がIRIS宇都宮を脱退するとき、納入済みの組合費は返還しない。

## 第3章 権利と義務

### 第6条 権利

1 組合員の権利は、すべてこの規約のもとに平等である。

2 組合員は、規約を守ることに、その自由を侵害されない。

## 第7条 義務

- 1 組合員はこの規約を守り決定にもとづく行動の発展に努めなければならない。
- 2 組合員は、組合費及び大会、代議員会で決定されたその他の分担金を納入しなければならない。

## 第4章 機関

### 第8条 機関の種類

この組合に次の機関をおく。

- 1 大会
- 2 代議員会
- 3 執行委員会

### 第9条 大会

#### 1 定期大会

定期大会は、全組合員で構成する最高決議機関であり、毎年1回開催し、代表がこれを招集する。規約第3条の資格を満たさない役員は、質疑への応答や執行委員会の方針説明等を行うために定期大会に参加することができるが、決議に加わることはできない。

#### 2 臨時大会

代議員会若しくは執行委員会が必要と認めたとき又は組合員の3分の1以上が臨時大会の開催を求めたときは、代表は、20日以内に臨時大会を招集しなければならない。規約第3条の資格を満たさない役員は、質疑への応答や執行委員会の方針説明等を行うために臨時大会に参加することができるが、決議に加わることはできない。

#### 3 大会の機能

大会は全組合員で構成し、規約の制定・改廃、運動方針、予算・決算、他団体との連携・連合・加入・脱退、この組合の解散、その他重要事項について審議、決定する。規約第3条の資格を満たさない役員は、質疑への応答や執行委員会の方針説明等を行うために大会に参加することができるが、決議に加わることはできない。

#### 4 大会運営

大会運営についての必要な規則は別に定める。

### 第10条 代議員会

- 1 代議員会は大会に次ぐ決議機関であって、月1回定期に開催する。ただし、執行委員会が必要と認めたときには、臨時に開催することができる。代議員会は代表

が招集する。

2 代議員会は、代議員と、規約第3条の資格を満たす役員を以て構成する。規約第3条の資格を満たさない役員は、質疑への応答や執行委員会の方針説明等を行うために代議員会に参加することができるが、決議に加わることはできない。

3 代議員選出に必要な規則及び定数は別に定める。

4 代議員会は、規則の制定・改廃、大会提出議案の審議、運動方針の具体化の審議と決定、執行委員会による組合の業務の承認、その他の事項についての審議・決定を行う。

### 第11条 執行委員会

1 執行委員会は、必要に応じて代表が招集し、大会・代議員会の決定の具体化、原案の作成、日常的な業務の執行、運動方針の討議・立案等に当たる。

2 執行委員会は、代表、副代表、事務局長、執行委員、会計委員を以て構成する。

### 第12条 大会及び代議員会の成立及び表決

1 大会及び代議員会は、各構成員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

規約第3条の資格を満たさない役員は構成員に含めない。

2 大会及び代議員会の議事は、規約第3条の資格を満たす役員を含み、規約第3条の資格を満たさない役員を除く出席者の過半数の賛成によって決定する。議決にあたっては、民主的討議を保障し、全体の一致が得られるよう努力する。ただし、役員（規約第13条に定める者をいう）を除く出席者の4分の1以上が求めたときには、重要議題として役員（ただし規約第3条の資格を満たす者のみ）を含む出席者の3分の2以上の賛成によって決定するものとする。

3 大会の議事のうち、規約の制定・改廃、他団体との連携・連合・加入・脱退、この組合の解散については、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数の賛成によって決定する。

## 第5章 役員

### 第13条 役員の種類と職務

1 この組合に次の役員をおく。ただし、代表・会計監査以外の役員はおかないことができる。

代表 1名

副代表 1名

事務局長 1名

執行委員 1名  
会計委員 1名  
会計監査 1名

2 役員の職務は、次の通りである。

代表は、この組合を代表する。副代表は、代表を補佐し代表の事故ある時はその職務を代行する。事務局長は、正副代表を補佐し、事務を処理する。執行委員は、事務を処理する。会計委員は、会計事務を処理する。会計監査は、会計事務の監査を行い、第8条に定める各機関に対し、会議開催のつど報告する。

3 会計監査は他の役員を兼務できない。

#### 第14条 役員の選出と任期

1 役員は、すべての組合員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による投票者の過半数の支持により選出される。

2 役員の任期は、選出後初めて行われる定期大会までとし、重任を妨げない。欠員が生じたときには前項の規定により補充することができる。ただし、その場合の任期は前任者から残された任期とする。

3 役員選出に必要な規則は別に定める。

### 第6章 会計

#### 第15条

経費は、組合費、特別分担金・基金、寄付金等を以てあてる。

#### 第16条

組合員は、別に定める組合費を所定の期日までに納入しなければならない。

#### 第17条 特別分担金・基金、寄付金

1 特別の費用を必要とするときには、大会の決定により、特別分担金・基金を徴収することができる。

2 寄付金の受入れに関する事項は執行委員会で決定する。

3 緊急を要する場合、代議員会での審議・決定により、特別分担金・基金の金額を変更することができる。

#### 第18条

一般会計の他、必要に応じて特別会計を設ける。

#### 第19条

会計年度は、毎年8月1日より、翌年の7月31日までとする。

## 第20条 会計報告及び会計監査

会計報告及び会計監査は、1年に1回、大会に報告する。

## 第21条 会計規則

会計処理についての規則は別に定める。

## 第7章 付則

第22条 規約の施行に必要な規則は、大会または代議員会で定める。

第23条 IRIS宇都宮規約は、2024年9月15日から施行する。

## 大会運営規則

2024・9・15 結成大会にて制定

### 第1条 目的

この規則は、IRIS宇都宮規約（以下「規約」という。）第9条第4項にもとづき、大会運営についての必要な事項を定める。

### 第2条 大会の期日

- 1 定期大会は、毎年1回、原則として8月に開催する。
- 2 臨時大会は、規約第9条第2項による。

### 第3条 大会の構成

規約第9条による。

### 第4条 大会の議案

- 1 大会で審議、決定する事項は、規約第9条第3項による。
- 2 代表は、大会開催の少なくとも7日前までに、全組合員および全役員（規約第13条に定める者をいう）に議案を示して大会開催を通知しなければならない。

### 第5条 大会の役員

- 1 大会に次の役員を置く。  
運営委員 1名  
議長 1名
- 2 大会役員は、大会で互選し大会で承認される。

### 第6条 大会の成立要件

規約第12条第1項による。

### 第7条 大会の議事決定

- 1 採決の方法は、挙手による。その際、賛成・反対・棄権の順で挙手を求める。（ただし、規約第12条第3項及び第14条第1項に定めるものを除く。次項において同じ。）
- 2 可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 採決の結果を受けて、議長は明瞭に可否の宣告を行う。

### 第8条 修正案・緊急課題の取扱い

- 1 修正案・緊急課題は、経過報告が終わるまでに3枚複写（電磁的記録の場合は1通で可）で書き、運営委員に提出しなければならない。
- 2 修正案・緊急課題に対して、組合員1名以上の賛同があれば、議事として取り上げなければならない。
- 3 議事として取り上げられた修正案は、提案者が提案理由を説明し、討論をする。

### 付則

第9条 大会運営規則は、2024年9月15日から施行する。

## 代議員規則

2024・9・15 結成大会にて制定

### 第1条 目的

この規則は、IRIS宇都宮規約第10条第3項にもとづき、代議員選出に必要な事項及び定数を定める。

### 第2条 代議員の権限

代議員は次の権限を有する。

- 1 各職場の組合員の代表者として、代議員会に出席し、審議・決定に加わることができる。
- 2 各職場の組合員の要望・要求を執行委員会に伝達し、その報告を求めることができる。

### 第3条 定数

代議員は、各職場ごとにおくものとする。定数は次の割合で選出する。

- 1 職場ごとの組合員5名につき1名の割合で選出する。
- 2 職場ごとに5名につき1名の割合で選出した際の端数が3名以上の時は1名とする。
- 3 職場ごとの組合員が5名未満の時でも、1名とする。

### 第4条 選出方法

代議員は、各職場で、すべての組合員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による投票者の過半数の賛成により定期大会の7日前までに選出する。

### 第5条 任期

代議員の任期は、1年とし、定期大会から翌年度の定期大会までとする。欠員が生じたときはこれを補充することができる。

### 付則

第6条 規則の施行に必要な細則は、大会または代議員会で定める。

第7条 代議員規則は、2024年9月15日から施行する。

## 役員選出規則

2024・9・15 結成大会にて制定

### 第1条 目的

この規則は、IRIS宇都宮規約（以下「規約」という。）第14条第3項にもとづき、役員選出に必要な事項を定める。

### 第2条 選挙管理委員

選挙管理委員は、代議員会で互選し代議員会で承認される。

### 第3条 選挙の期日

選挙は定期大会で行う。欠員が生じたとき及び新たに役員を選出するときは、必要に応じ、臨時大会で行う。

### 第4条 選挙の告示

選挙の告示は、投票日7日前までに行う。

### 第5条 立候補者の届け出

候補者は、告示のあった日から4日目までに所定の事項を選挙管理委員会に届け出なければならない。

### 第6条 選挙の方法

選挙は規約第14条第1項に定める方法により行う。

### 第7条 投票

投票は大会で行い、直接秘密無記名の投票とする。候補者が定数を超えないときは信任投票とする。

### 第8条 当選

投票者の過半数で当選とする。一人も過半数に達しない場合は、上位2名による再投票とする。

### 付則

第9条 規則の施行に必要な細則は、大会または代議員会で定める。

第10条 役員選出規則は、2024年9月15日から施行する。

## 役員選出細則

2024・9・15 結成大会にて制定

### 第1条 目的

この細則は、役員選出規則第9条にもとづき、役員選出に必要な事項を定める。

### 第2条 選挙管理委員会

- 1 選挙管理委員は、代議員の中から3名以内を互選する。
- 2 選挙管理委員会の委員長1名を互選する。
- 3 選挙管理委員会の選挙事務を以下のように定める。
  - (1) 選挙日程と選挙方法について告示すること
  - (2) 立候補の届け出に関する事
  - (3) 立候補者を組合員に知らせること（選挙広報）
  - (4) 立会演説会に関する事
  - (5) 投票に関する事
  - (6) 開票並びに選挙結果公表に関する事
- 4 選挙管理委員の任期は、1年間とする。

### 第3条 立会演説会

立候補者に3分以内の演説を保障する。

### 第4条 投票方法

連記制は取らない。

### 第5条 開票並びに選挙結果の公表

- 1 票の有効性は、選挙管理委員会が判断する。
- 2 選挙結果は、大会で公表する。

### 第6条 選挙事務の承認

選挙管理委員会は、大会で選挙事務について承認を得なければならない。

### 付則

第7条 役員選出細則は、2024年9月15日から施行する。

## 会計規則

2024・9・15 結成大会にて制定

### 第1条 目的

この規則は、IRIS宇都宮規約（以下「規約」という。）第21条にもとづき、会計処理についての必要な事項を定める。

### 第2条

会計委員は、収入の種類及び支出の費目が明らかになるように、収入及び支出を帳簿（電磁的記録も含む。以下同じ。）に記載する。

### 第3条

会計委員は、組合員又は役員の求めがあったときは、帳簿を開示しなければならない。

### 第4条

会計委員は、大会において決算が承認されるまで、領収証等を整理して保管しなければならない。

### 第5条

会計委員は、組合の財産を現金又は預貯金で管理する。

### 第6条

会計委員は、代議員会又は執行委員会の求めがあったときは、組合の財産の現況を報告しなければならない。

### 第7条

代議員会又は執行委員会は、組合の財産管理上必要と認められる場合、会計委員を解任することができる。

### 第8条

規約第13条ただし書の規定により会計委員を置かない場合または前項の規定により会計委員が解任された場合は、執行委員会が指名した役員が会計委員の業務を行う。

### 付則

第9条 会計規則は、2024年9月15日から施行する。